

議案第32号

北名古屋市病後児保育施設の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例について

北名古屋市病後児保育施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
を別紙のとおり定めるものとする。

平成24年3月2日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、病児・病後児保育事業を民間委託により実施することに伴い、病後児保育施設を廃止するため、本条例を定める必要があるからである。

北名古屋市病後児保育施設の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例

北名古屋市病後児保育施設の設置及び管理に関する条例（平成19年北
名古屋市条例第19号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。